

傍聴における遵守事項

堺市総合教育会議

傍聴者は、次の事項を遵守し会議の円滑な進行に協力しなければならない。

1 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、会長の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従い会場に入場すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は入場することができない。
 - ① 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - ② プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - ③ 笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
 - ④ 酒気を帯びている者
 - ⑤ 前各号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し又は会議進行の妨害となるおそれがある者

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (4) 私語や飲食等他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 傍聴者の退場

会長は、傍聴者が「2 傍聴者の遵守事項」に掲げる各号のいずれかに違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させるものとする。

会議を非公開とする議決があったときも同様とする。